協議事項

各協議事項について、次のとおり提出する。

平成15年10月14日

阿蘇中部 3 町村合併推進協議会会長 河 﨑 敦 夫

協議第10号 国民健康保険の取扱いについて(継続)

- (1)国民健康保険の医療給付分、介護納付金分の税率については、合併時に統一 する。
- (2)財政調整基金については、新市の国保会計の安定した運営を図るため、医療費の動向や法改正を考慮し、保険給付費の10%に相当する額と定め、持ち寄る。
- (3) 国保税の納付については、合併後の納期は10回とし、納税奨励金については は町税の取扱いに準じる。保険証の更新については現行のとおりとし、滞納 者の被保険者証の取扱いや、税の減免規則等については合併時に統一する。
- (4) 国保の給付内容については現行のとおりとする。ただし、国民健康保険法に 改正があれば、それに準じる。
- (5) 高額療養費貸付については、窓口を社会福祉協議会に統一し、貸付限度額等 については阿蘇町の例による。
- (6)合併後の国保運営協議会のそれぞれを代表する委員の数は<u>3名</u>とし、原則として旧町村よりそれぞれ1名ずつ選出する。
- (7)鍼灸券の交付については、阿蘇町の規則を基本として統一する。
- (8)健康づくり事業のうち、合併までに、各種検診・各種教室については継続の 方向で検討し、家庭常備薬配付・無受診世帯表彰・イベント助成等について は廃止の方向で検討する。

平成 年 月 日確認

協議第28号 保育事業の取扱いについて(継続)

- (1)保育料の階層区分については、国の基準を参考にし、合併時に統一する。なお、保育料徴収金基準額については、合併までに波野村の例を基準として調整する。
- (2)公立保育所の開所保育時間については、合併時に統一する。ただし、延長保育については、地域性を考慮して実施する。
- (3)保育業務の取扱等その他の保育事業については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

協議第50号 介護保険事業の取扱いについて

- (1)保険料については、介護保険事業計画を基に合併時に統一する。納期等については阿蘇町の例による。
- (2)介護給付費準備基金及び財政安定化基金貸付金については、合併時に持ち寄 る。
- (3)市町村特別給付事業及び保健福祉事業については、介護保険事業計画を基に合併までに調整する。

平成 年 月 日確認

協議第51号 保健衛生関係事業の取扱いについて

- (1)保健福祉センターについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市の保健福祉事業の拠点として活用を図る。
- (2)検診事業については、各検診を地区ごとの総合検診として同時に実施できるよう合併までに調整するものとし、対象者及び個人負担金については、検診の種類や内容を考慮して合併までに調整する。
- (3)予防接種については、合併までに医師会等と協議し調整するものとし、内容 及び費用助成については、合併時に統一する。
- (4)予防接種を除く検診等については、現行どおり新市に引継ぎ、新市において 調整する。

平成 年 月 日確認

協議第52号 児童福祉事業の取扱いについて

- (1) 育児手当については、阿蘇町の例により実施する。
- (2)出産祝金については、補助金、交付金等の調整方針に従い、合併までに支給 基準等を調整し、新市において実施する。
- (3)乳幼児医療費の助成については、一の宮町の例により実施する。
- (4) 身体障害児への補装具交付については、現行のとおり、新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日確認

協議第47号 法定協議会への移行時期について(継続)

法定協議会を平成15年 月 日に設立する。

平成 年 月 日確認